

# — 先進技術の 確実な整備のために —

令和2年4月より、特定整備制度が施行します



令和2年4月1日より、“**電子制御装置整備**”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。



スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている  
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など



複眼カメラ  
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型  
(レクサスHPより)



# ● 分解整備事業者のみなさまへ ●

※指定整備事業者は、併せて指定整備事業者編もご覧ください

令和2年4月1日より、特定整備制度（電子制御装置整備が新たに追加）が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となります。

また、令和3年10月1日より、点検基準が改正され、点検の結果生じる整備に電子制御装置整備の認証が必要となる作業が発生します。



## 運行補助装置（★1）及び自動運行装置のない車両

➡ これまでと同じように点検・整備ができます

### 対象となる車両について

車検証の情報から判読できるよう、自動車メーカーが作成したリストを公表しています。国土交通省のHPから確認ください。



## 運行補助装置（★1）又は自動運行装置のある車両

➡ 分解整備については、これまでと同じように点検・整備ができます

➡ 電子制御装置整備を行う場合は、以下のとおりとしてください

### 自身の責任で整備作業をする場合

- 電子制御装置整備の認証が必要です
- この場合、一部作業（例：バンパの交換作業）を、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者以外注することも可能です。一部作業を外注した場合、外注先の事業者から、当該作業について記載した特定整備記録簿の写しをもらうようにしてください

### 自身の責任で整備作業をしない場合

- 電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者へ委託してください
- ユーザーには、委託先の事業者が交付した特定整備記録簿の写しを渡してください

認証を受けている事業者の標識  
（イメージ）



※エンジンの脱着等で生じるバンパの交換作業等は、令和6年4月1日までは、経過措置により引き続き行うことが可能です

## ▼▼▼ R3. 10/1～ 点検基準（12ヶ月毎）の改正後 ▼▼▼

ABS、運行補助装置、自動運行装置などの「車載式故障診断装置の診断の結果」が、1年ごと（★2）の定期点検項目として追加されます。

点検の結果「電子制御装置整備」が必要となる場合は、電子制御装置整備の認証を受けて整備を行うか、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者へ委託をしてください。

★1 衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

★2 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外

## 自動車特定整備事業の認証パターンについて

(Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン

(Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン が可能です

※いずれも、“自動車特定整備事業者”です

### 【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】

(Ⅰ) 分解整備

(Ⅱ) 電子制御装置整備

## 分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合の認証基準

### 設備に関する基準

#### 電子制御装置点検整備作業場

※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です

※完成検査場とも兼用可能です

※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です

#### 整備用スキャンツール

#### (水平面を確認するための)水準器

#### 整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制

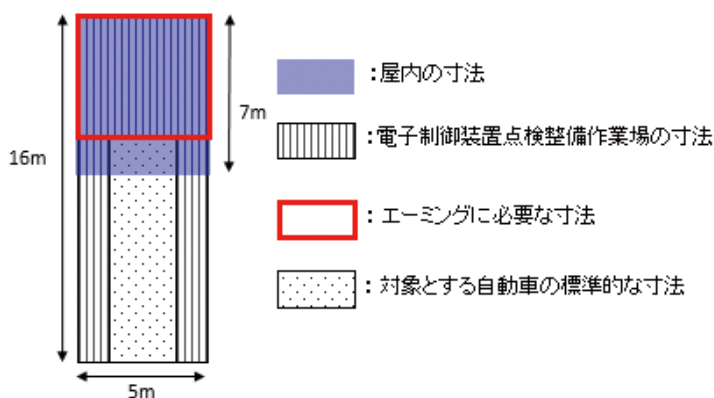
→ FAINESへの加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。

### 従業員に関する基準

• 2名以上、うち1名は『一級自動車整備士(二輪除く)』又は『一級二輪自動車整備士若しくは二級自動車整備士であって、国が定める講習を受講した者』

• 従業員に対する、自動車整備士数の割合が1/4以上であること

普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場のイメージ

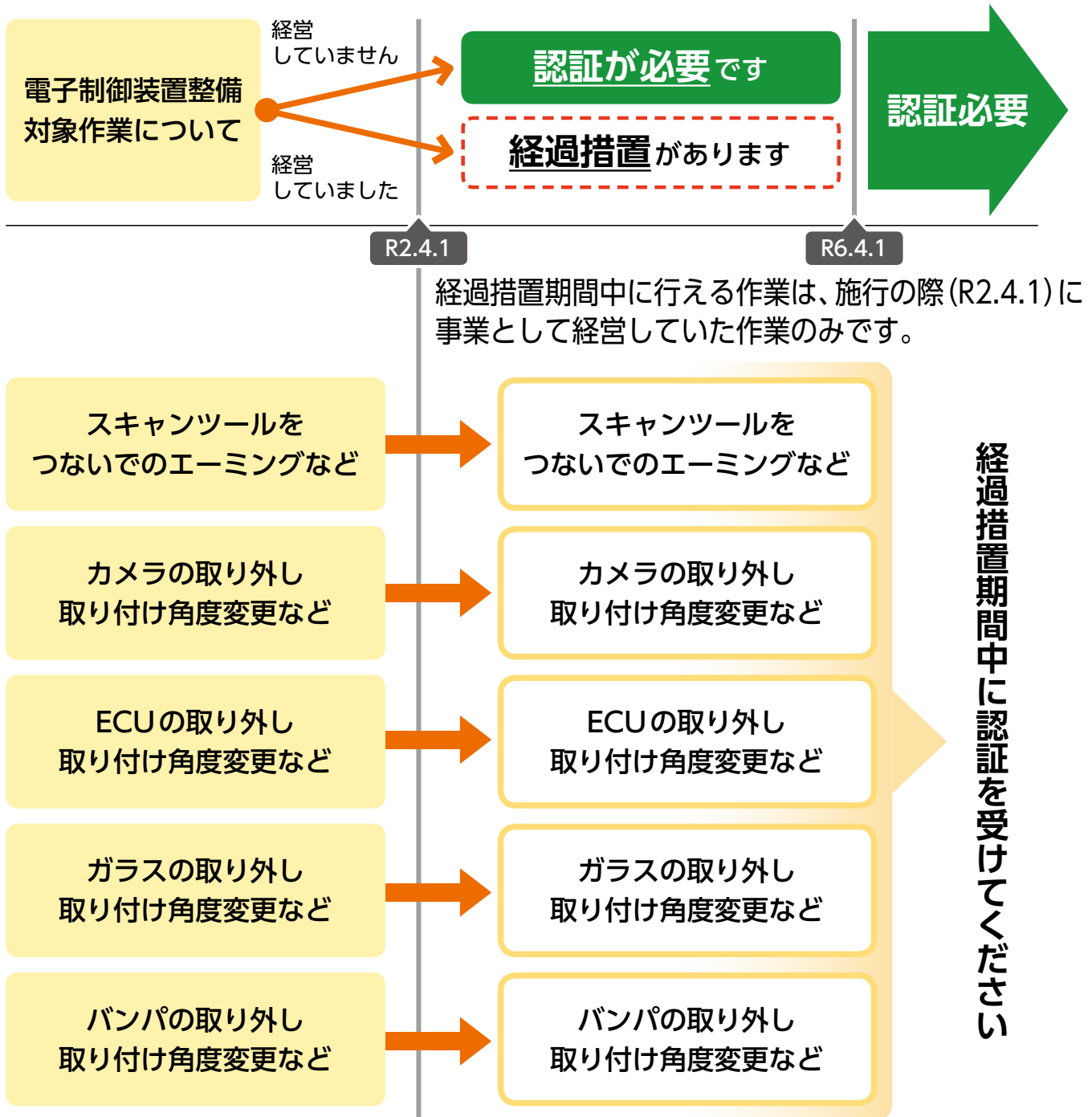
### 標識について

電子制御装置整備と分解整備両方の認証を受けている事業者は、標識の色が“若草色”になります。



# ● 新たな認証をとるまでに…… ●

○ 施行から4年間の“経過措置”があります。



特定整備制度の詳細については、国土交通省HP 又は 最寄りの運輸支局等まで

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html)

